

# 市からの お知らせ

## 消費税増税対策 プレミアム付商品券の引換

商工振興課 (☎ 76 - 1112)

市が発行するプレミアム付商品券購入引換券の購入引換期間が近づいています。まだ購入していない方で希望される方は、下記窓口にて購入できます。

### ▶対象者

- ・住民税非課税の方（平成 31 年度の住民税（均等割）が課税されていない方で申請書を提出していただいた方）

※申請の受付は 1 月 31 日(金)までです。

- ・子育て世帯の方（平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日までに生まれた子どもがいる世帯主の方）

※対象の方へは、既に購入引換券を発送しております。

### ▶購入期間 2 月 28 日(金)まで

※午前 9 時から午後 5 時まで開設しています。

※休日は除く。

### ▶購入窓口

- ①商工振興課窓口
- ②市内郵便局（14 カ所）

### ▶商品券使用期間 3 月 31 日(火)まで

## 20歳からみんなが加入 国民年金

名古屋北年金事務所 (☎ 052 - 912 - 1246)  
保険年金課 (☎ 76 - 1124)

国民年金は老後や万一のときの生活保障として、基礎年金を支給する制度です。日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、職業等に関係なくみんなが国民年金（基礎年金）に加入しなければなりません。

20歳の誕生月に日本年金機構より年金手帳と納付書が送付されます。保険料の納付が困難な50歳未満の人や学生の人には、納付猶予制度や学生納付特例制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### ▶国民年金（基礎年金）3つのメリット

- 1、老後を支えます。（**老齢基礎年金**）
- 2、病気やけがで障害の状態になったときに支えます。（**障害基礎年金**）
- 3、加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。（**遺族基礎年金**）

## 自動車・原動機付自転車などの 変更手続きはお早めに！

市民税課 (☎ 76 - 1114)

自動車税および軽自動車税は、4月1日現在で自動車やバイクなどを所有している方に課税されます。

毎年、年度末の3月は自動車等の登録窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。このため、早めにお手続きされますようお願いいたします。

### ■ 車種別手続き場所

| 車種                                                                                   | 手続きの場所                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 原動機付自転車<br>(125cc 以下のバイク)<br>小型特殊自動車<br>(農耕作業用を含む)                                   | 市役所 市民税課<br>東部・味岡・北里の各市民センター<br>※市民センターでは、小型特殊自動車およびミニカーの標識交付は扱っていません。 |
| 軽自動車<br>(軽四輪・軽三輪)                                                                    | 軽自動車検査協会<br>(新小木 3 - 36)<br>☎ 050 - 3816 - 1773)                       |
| 普通自動車・小型自動車<br>軽二輪<br>(125cc を超え 250cc<br>以下のバイク)<br>二輪の小型自動車<br>(250cc を超える<br>バイク) | 愛知運輸支局<br>小牧自動車検査登録事務所<br>(新小木 3 - 36)<br>☎ 050 - 5540 - 2048)         |

## 国民健康保険税・介護保険料・ 後期高齢者医療保険料 の納付済額のお知らせ

国民健康保険税 収税課 (☎ 76 - 1117)  
介護保険料 介護保険課 (☎ 76 - 1197)  
後期高齢者医療保険料 保険年金課 (☎ 76 - 1128)

平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの 1 年間で納められた国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額をご確認いただくための、「納付済額のお知らせ」を 1 月 14 日(火)に送付します。

このお知らせには、年金からの天引による納付額（特別徴収分）は含まれません。特別徴収分については年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」にてご確認ください。

## 市税等の納期限 のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117)

- 普通徴収市県民税 (第 4 期)
- 国民健康保険税 (第 8 期)
- 普通徴収介護保険料 (第 7 期)
- 普通徴収後期高齢者医療保険料 (第 6 期)

### 納期限1月 31 日(金)

市税等の納付には、簡単な手続きで納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

「口座振替」を利用すると、指定した金融機関の預貯金口座から、納期限の日自動的に引き落としして納付していただけます。

※ 口座振替をご利用の方は、口座の残高をご確認ください。

#### ■休日の納付窓口および納付相談

とき 1月12日(日)、26日(日)

午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎2階

平日の昼は忙しくて、税金の支払いができない場合は、毎週日曜日に休日開庁をしていますので、ご利用ください。

#### ■休日の納付窓口

とき 毎週日曜日 (年末年始除く)

午前8時30分～午後5時15分

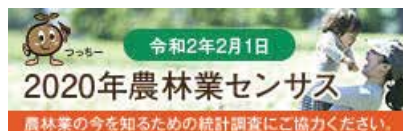
ところ 本庁舎1階市民課

## 2020 年農林業センサスが 実施されます

総務課 (☎ 76 - 1106)

令和2年2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2020 年農林業センサス」が実施されます。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施され、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする極めて大切な調査です。

令和2年1月中旬から調査員証を携帯した調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。



▲農林水産省 2020 年農林業センサス キャンペーンサイト  
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020cp/>

小牧市消費生活センター  
(☎ 76 - 1119) 月～金曜日 ※閉庁日を除く  
午前10時～正午、午後1時～4時30分



消費者庁 消費者ホットライン 188  
イメージキャラクター イヤヤン

## 消費者トラブル情報

### 「送りつけ商法」代引きを 悪用した詐欺に注意！

先日、高齢の父が留守番中に、**代引き(※)**で宅急便の荷物が届いた。父は家族の誰かが注文した物だと思い、代金1万2千円を支払って受け取った。

中身を確認すると、カニ鍋セットだった。家族に確認したが、誰も頼んでいなかった。カニ鍋セットは返すので、支払った代金1万2千円を返金して欲しい。

※**代引き** (代金引換え配達) とは・・・インターネット通販などで購入した商品の代金を、商品到着と同時に配送業者に支払い、引き替えに商品を受け取るサービスのこと。

#### アドバイス

・誰も注文していないことが明白であれば、受け取らないようにしましょう。

#### 【受取拒否】

・家族宛てなど、受け取るべきかどうか判断できないときは、配送業者(ドライバー)に事情を話して、荷物を一旦持ち帰ってもらいましょう。

#### 【受取保留】

・受取拒否や受取保留をする場合は、配達されたときに、送り主が誰なのか(名称、住所、電話番号など)をメモしておくといいでしょう。

おかしいな、困ったなと思った時は、**すぐに消費生活センターにご相談ください。**





## 小牧税務署からのお知らせ 確定申告会場のお知らせ（小牧会場）

小牧税務署 (☎ 72 - 2111)  
市民税課 (☎ 76 - 1182)

### ▶ 申告会場 市公民館（市民会館 南隣）

### ▶ 所在 小牧 2 - 107

### ▶ 開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)

※開設期間中は、税務署では確定申告書の提出は受け付けておりますが、確定申告書の作成指導は行っておりませんので、ご了承ください。

※申告会場は混雑が想定されます。確定申告電話相談センター（☎ 72 - 2111 自動音声により案内）をぜひご利用ください。

※土曜日、日曜日および祝日は確定申告会場を開設しておりませんが2月24日(月・休)および3月1日(日)に限り、確定申告等の相談・申告書の受付を行います。

※所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は3月16日(月)、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税の期限は3月31日(火)です。

### ▶ 開設時間 午前9時～午後5時

（受付終了時間：午後4時）

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

### ▶ 交通機関

- ①こまき巡回バス（⑪西部右まわりコース、⑫西部左まわりコース、⑯小牧・味噌西コース）いずれも「市民会館前」下車
- ②名鉄小牧駅下車 徒歩 15 分

### ■ 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(※1)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(※2)が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

- ・この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ・確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずにお願いします。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関して詳しいことは、お住まいの市町村にお尋ねください。

(※1) 複数から受給されている場合は、その合計額です。

(※2) 平成27年分以後は、外国政府等から支給を受ける公的年金等など、源泉徴収制度の対象とならない公的年金等の支給を受ける人は、この制度の適用はできません。

### ■ 医療費控除について

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

※平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。また、令和2年分以降の確定申告については、医療費等の領収書の添付または提示ではなく、医療費の明細書を必ず添付する必要があります。

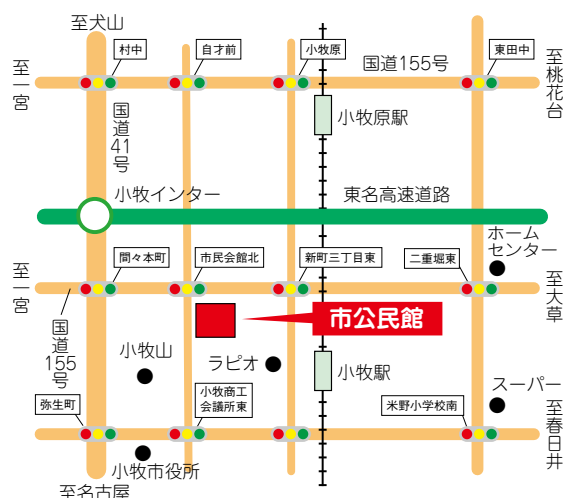
### ■ 税に関する情報は、国税庁ホームページへ

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

※ご自宅で申告書が作成できます。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。なお、作成済みの申告書は小牧税務署へご提出いただけます。

### ▶ 問合せ先 小牧税務署 ☎ 72 - 2111

※電話は自動音声により案内しておりますので、案内に従って操作してください。



## おむつに係る費用の医療費控除を受けるには

介護保険課 (☎ 76 - 1198)

おむつ代が税法上の医療費控除の対象になることがあります。

**対象者** 傷病によりおおむね6カ月以上にわたり寝たきり状態で、治療のおむつの使用が必要であると医師に認められた方

### 申請方法

▶ **初めておむつ代の医療費控除を受ける方** 確定申告を行う際に、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「紙おむつ代金の領収書」が必要となります。「おむつ使用証明書」の用紙は市ホームページでダウンロードすることができますのでご利用ください。介護保険課でも配布しています。

▶ **2年目以降の方** おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、おむつを使用した当該年または前年（現に受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が作成されていない場合に限る。）に作成された要介護認定申請時の主治医意見書で所定の要件を満たしている場合は、「おむつ使用証明書」に代えて市の交付する「おむつ使用確認書」を添付して医療費控除を受けることができます。

※「おむつ使用確認書」を必要とされる方は、介護保険課へ申請してください。後日郵送します。（即日交付はできません）

※2年目以降の場合でも主治医意見書で所定の要件を満たしていない場合は、「おむつ使用確認書」は交付できませんので、医師から「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。

■ **確定申告について** 国税庁ホームページにてご案内していますので、ご確認ください。電話での問い合わせは小牧税務署 (☎ 72 - 2111 ※)

※電話は自動音声により案内しておりますので、案内に従って操作してください。

■ **市民税の申告について** 市民税課 (☎ 76 - 1182)

■ **証明書・確認書について** 介護保険課 (☎ 76 - 1198)

税に関する情報は、国税庁ホームページへ  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## 尾張都市計画生産緑地地区の変更

都市計画課 (☎ 76 - 1155)

尾張都市計画生産緑地地区の都市計画を変更しました。これらの関係図書は、都市計画課で縦覧できます。

ところ 都市計画課

## 勤労センター臨時休館

勤労センター (☎ 79 - 7711)

2月19日(水)を施設内設備の保守点検等のため、全館にわたり臨時休館日とさせていただきます。

## 無戸籍者の解消のための相談窓口

市民課 (☎ 76 - 1184)  
名古屋法務局春日井支局 (☎ 81 - 3210)

市民課および法務局では、日本国民であるにもかかわらず、「事情があってお子さんの出生届を出していない」ことによって戸籍に記載がない方が、適正な手続きにより戸籍に記載されるための支援を行っていますので、ご相談ください（相談無料、秘密厳守）。

### 相談窓口

- ・市役所市民課
- ・名古屋法務局春日井支局総務課

※午前8時30分から午後5時15分

※土・日、祝日を除く。

## 愛知県の特定最低賃金が改定されました

名古屋北労働基準監督署 (☎ 052 - 961 - 8653)

令和元年12月16日より、愛知県内の特定の産業に適用される4業種の「特定最低賃金」が、以下のとおり改定されました。愛知県内の特定の産業で働く方に適用されます。

| 特定最低賃金名    | 最低賃金額 (1 時間) |
|------------|--------------|
| 鉄鋼業        | 975 円        |
| はん用機械器具製造業 | 947 円        |
| 輸送用機械器具製造業 | 955 円        |
| 自動車（新車）小売業 | 941 円        |

